

資料2－4	H18.9.27
障害福祉サービス事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

地域生活支援給付の支給決定等に係る経過措置について

1 支給決定について

地域生活支援給付に移行する前の既存サービスの利用者については、継続したサービス利用を確保するため、既存サービスと同様の支給申請がなされたものとみなし、10月1日付けで支給決定を行い（決定期間は平成19年3月31日までとする）、仮受給者証を交付する。

サービスごとの詳細は、以下のとおりとする。

(1) 移動支援

平成18年9月末日現在、千葉市が外出介護の支給決定を行っている者に対し、9月までの外出介護と同量の支給決定を行う。（2人介護を認めている場合も同様とする。）

ただし、障害福祉サービスにおいて、居宅介護（通院介助）の支給決定を行った者については、以下のとおりとする。

- ① 9月までの外出介護の支給量が25時間以内の者
9月までと同じ量を決定する。
- ② 9月までの外出介護の支給量が25時間を超える者
9月までの支給量と通院介助の支給量の差が25時間以下の者については25時間を決定し、25時間を超える場合は当該時間を決定する。

(2) 訪問入浴サービス

平成18年9月末日現在、千葉市重度訪問入浴サービス事業の対象者の決定を行っている者に対し、1か月当たり4回の支給決定を行う。

(3) 日中一時支援（日中預かり型）

平成18年9月末日現在、千葉市が短期入所の支給決定を行っている知的障害者及び障害児に対し、1か月当たり60時間の支給決定を行う。

なお、身体障害者及び精神障害者については、既存の短期入所サービスにおいて、「日中預かり」が存在しないため、経過措置は設けない。

また、日中一時支援（放課後型）については、該当する既存サービスが存在しないため、経過措置は設けない。

(4) 生活サポート

9月26日現在、9月30日までに障害程度区分が非該当となる者は見込まれないため、経過措置は設けない。

(5) 経過的デイサービス

平成18年9月末日現在、千葉市が障害者デイサービスの支給決定を行っている者で、10月以降経過的デイサービスを実施する予定事業所（※）を利用している者に対し、障害者デイサービスと同量の支給決定を行う。

※ 9月26日現在、市が把握している事業所は次の4か所である。

- ・ デイサービスセンター永幸苑、望みの門ヨカデイサービスセンター、デイサービスセンター生活工房、こやぎの会

2 利用契約について

(1) 契約締結時の確認

上記1により支給決定を行った者に対し、支給決定を行ったサービスの内容、支給量等を記した仮受給者証（3ページ参照）を交付してあり、既に契約済みの内容も記入されているので、契約締結に際しては、契約するサービス量が、支給量から当該サービスに係る契約済みの契約支給量を減じた量の範囲内であることを確認すること。

(2) 仮受給者証への記入等

契約の締結に当たっては、サービス利用契約書の取り交わしを行うとともに、利用者が持参する仮受給者証の事業者記入欄に、所要事項を記入・押印の上、その写しを取り、原本を利用者に返却すること。

なお、日中一時支援（日中預かり型）の場合は、契約締結時の記入・押印はないが、仮受給者証の写しは取るものとする。

(3) 契約内容の報告

9月まで従前の制度においてサービスを提供していた利用者について、10月以降も引き続きサービスを提供する場合、「千葉市地域生活支援給付事業経過的契約者一覧」（5・6ページ）による名簿に当該利用者の状況を記入の上、(2)による仮受給者証の写しを添付して10月16日（月）までに提出すること。

提出された名簿に登載された利用者については、契約内容の報告があったものとみなす。

3 サービスの提供について

サービス提供契約に基づくサービスの提供に当たっては、あらかじめサービス提供計画を作成し、サービスごとの「サービス提供実績記録票」（7ページから）に記入の上、サービス提供の都度、提供状況を記入し、利用者に確認させ、確認印を押印させるものとする。

千葉市地域生活支援給付仮受給者証（未定稿）

平成 年 月 日

〒 -
千葉市〇〇区

〇〇 〇〇 様

受給者証番号		支給決定障害者（保護者）氏名	
支給決定年月日		支給決定に係る障害児氏名	
利用者負担上限月額	円	左の上限月額の適用期間	
障害福祉サービスとの負担額の合算	有り ・ 無し		

支給決定内容	サービスの種類	単価区分	支給量	有効期間

千葉市長

印

問い合わせ先

〒 -

千葉市〇〇区〇〇

〇〇福祉事務所 福祉サービス課 障害福祉係

- この証は、千葉市地域生活支援給付受給者証が発行されるまで一時的に使用していただく仮受給者証です。正式な受給者証が届きましたら、速やかに千葉市に返還してください。
- 千葉市地域生活支援給付のサービスを受けるときに支払う金額は、原則としてサービスに要した費用（食費等を除く。）の1割です。ただし、上記「利用者負担上限月額」が1か月あたりの上限になります。
- 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができます。また、他の種類の給付を受ける必要がある場合は、千葉市に支給申請をしてください
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに千葉市に返してください。
- 受給者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 支給決定の内容欄に記載されていないサービスについては、給付費の支給は受けられません。

番号	事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	サービスの内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
2	事業者及びその事業所の名称		
	サービスの内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
3	事業者及びその事業所の名称		
	サービスの内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			

番号	事業者記入欄		
4	事業者及びその事業所の名称		
	サービスの内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
5	事業者及びその事業所の名称		
	サービスの内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			
6	事業者及びその事業所の名称		
	サービスの内容		事業者確認印
	契約支給量		
	契約日	平成 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成 年 月 日	事業者確認印
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量			

日中一時支援(日中預かり型) 事業者実績記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	時間数	月累計	事業者確認印
1		平成 年 月 日			
2		平成 年 月 日			
3		平成 年 月 日			
4		平成 年 月 日			
5		平成 年 月 日			
6		平成 年 月 日			
7		平成 年 月 日			
8		平成 年 月 日			
9		平成 年 月 日			
10		平成 年 月 日			
11		平成 年 月 日			
12		平成 年 月 日			

日中一時支援(日中預かり型) 事業者実績記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	時間数	月累計	事業者確認印
13		平成 年 月 日			
14		平成 年 月 日			
15		平成 年 月 日			
16		平成 年 月 日			
17		平成 年 月 日			
18		平成 年 月 日			
19		平成 年 月 日			
20		平成 年 月 日			
21		平成 年 月 日			
22		平成 年 月 日			
23		平成 年 月 日			
24		平成 年 月 日			